

規定と会費細則の改定点 (rule-wg)

1994.3.18

現行と改定案を比較しやすいように、まだ条番号は変えてない。案が採択されたら、機械的に付け替える。

-----  
規定の改定

現行の条文

第7条 会員は毎年度本センター会員と会費に関する細則に定める年会費を所定の期日迄に納入しなければならない。

第8条 会員は会計年度の途中で入会を承認されたときでも、入会日より3か月以内にもその年度の年会費を納めなければならない。ただし、会計年度内に納入するものとする。

第13条 会員が1年以上会費を滞納したとき、センター長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。

第31条 本センター各会議が第29条2項に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の通りとする。  
1. 各会議の書面(電子メールを含む)に明記された議事は、回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは責任者の決するところに従う。

第34条 理事会は運営委員を任免する。

第36条 本センターは運営委員の互選により運営委員長を選任する。

- 付 則
1. 本規程は平成5年4月9日から施行する。
  2. 本規程施行についての細目は運営委員会の議決を得て別に定める。
  3. 第21条に規定する当初の運営委員は本規程にかかわらず平成4年度の暫定JPNIC運営委員とする。

今回追加する条文

31A, 31B, 37A, 56A

-----  
本センター会費に関する細則

現行の条文

第1条 正会員の納める年会費は一口100,000円とし、正会員の区分とタイプによって口数を定める。

(第5条から削除)

2. 区分は前年度の3月1日現在の数を適用する。ただし、3月1日の時点で未加入の場合には加入時の数を適用する。

(第6条から削除)

4. タイプは前年度の3月1日現在のタイプを適用する。ただし、3月1日の時点で未加入の場合には加入時のタイプを適用する。

第7条 正会員の年会費口数は第5条、第6条の区分とタイプに応じて以下の表で定めるものとする。

7A, 7B 追加

第8条 正会員の登録できるJPNIC委員の数は以下の表の通りとする。

-----  
会費滞納については以下の明文化しておく必要があるか？





において必要と認められる事項について議決する。

第3節 運営委員会

- 第36条 本センターは運営委員の互選により運営委員長および運営副委員長を選任する。
- 第37条 運営委員会の責任者は運営委員長とする。
- 第37A条 運営委員長が職務を遂行できないときは、運営副委員長がその職務を代行する。
- 第38条 運営委員長は必要に応じて運営委員会を開催する。ただし、運営委員会構成委員は運営委員会の出席して意見を述べることができる。
- 第39条 運営委員は本規程内に別に定められるもののほか、次の事項を議決する。
- 第40条 1. 運営の他センターに委託する規則の作成および改廃。要と認められる事項。  
2. 本センターの運営細則の変更に関する事項。会の承認を得なければならない。
- 第41条 1. 本役員の運管委員はJPNIC委員により提出された議案。  
2. 本役員の運管委員は次の事項を審議し理事会および総会の承認を得なければならない。
- 第42条 1. 本予算の改廃の立案。  
2. 本予算の改廃の立案は、第40条、第41条、第42条に規定された事項を審議する。
- 第43条 本予算の改廃の立案は、第40条、第41条、第42条に規定された事項を審議する。ただし、各部会については別途細則を定める。

- 第44条 第4節 総会  
1. 総会を開催する。ただし、次に定める場合は総会を開催しない。  
2. 総会を開催するときは、総会を開催する前に、必要の事項を事前に承認する。
- 第45条 センター長とする。
- 第46条 センター長は、JPNIC委員として意見を述べることができる。
- 第47条 総会において意見を述べることができる。
- 第48条 1. 本予算の改廃の議決。  
2. 本予算の改廃の議決。  
3. 本予算の改廃の議決。

第6章 事務局

- 第49条 本センターは予算の執行および本センター運営の円滑を図るため事務局を置く。
- 第50条 本センター事務局は事務局を〒113 東京都文京区弥生2-11-16 東京大学大型計算機センター内に置く。
- 第51条 本センター事務局の業務は本センター事務局に関する細則で定めるものとする。

第7章 会計

- 第52条 本センターの会計は、年度末または年度終了後、1月31日までに、運営委員会に提出し、承認を受ける。
- 第53条 本センターの会計は、年度末または年度終了後、1月31日までに、運営委員会に提出し、承認を受ける。
- 第54条 本センターの会計は、年度末または年度終了後、1月31日までに、運営委員会に提出し、承認を受ける。
- 第55条 本センターの会計は、年度末または年度終了後、1月31日までに、運営委員会に提出し、承認を受ける。
- 第56条 本センターの会計は、年度末または年度終了後、1月31日までに、運営委員会に提出し、承認を受ける。

第7A章 寄付受け入れ

- 第56A条 本センターに対する寄付受け入れの可否は理事会が決定する。

第8章 規程の変更ならびに解散

- 第57条 この規程は総会において、3分の2以上の議決を経なければ変更しない。
- 第58条 本センターの解散は総会において、4分の3以上の議決を経なければならない。

付 則

1. 本規程は平成6年4月5日から施行する。
2. 本規程施行についての細目は運営委員会の議決を得て別に定める。





運営委員会内規（案）

会費滞納の会員に対する対応は、運営委員会の公開議題として審議の上で、理事会にはかる。